

柳井市特別職報酬等審議会 第1回会議録

日 時：令和7年5月26日（月）午後3時00分～午後4時30分

場 所：柳井市役所 4階 401会議室

出席委員：西川 義彦（柳井商工会議所専務理事）
菖蒲 裕司（山口県農業協同組合南すおう統括本部長）
島崎 康隆（柳井商工会議所金融部会部会長、株式会社山口銀行柳井支店長）
河本 義方（大島商工会会長）
吉山 夕佳里（柳井市社会福祉協議会事務局長）
嬉 静恵（柳井市連合婦人会会長）
梅村 友美（柳井地区労働者福祉協議会副会長）
中原 千恵子（柳井市母子保健推進協議会会長）
原澤 源一（司法書士）
瀬山 真紀子（柳井市教育委員）

欠席委員：なし

事務局：丸川 貴司（総務部長）
久角 恵一（総務課長）
山縣 孝司（総務課長補佐）
石本 勇二（総務課主査）

会議次第：1 副市長あいさつ
2 委員の任命
3 委員自己紹介
4 会長選出
5 会長あいさつ
6 会長代理指名
7 諮問
8 会議の運営について
9 資料説明
10 質疑、意見交換
11 会議の日程について

会議録（要点）：

1 副市長あいさつ

皆様方におかれましては、平素から市政各般にわたり大変お世話になっておりますこと、心より感謝申し上げます。

この度は柳井市特別職報酬等審議会の委員をお引き受けいただくとともに、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、柳井市特別職報酬等審議会は、議員報酬の額並びに市長等の給料の額についてご意見をお聴きするために設置されるものでございます。前回の開催が平成22年度でございますので、今回は実に15年ぶりの開催となります。

内容の詳細につきましては、これまでの経緯、あるいは背景も含めまして、担当課のほうからご説明をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、それぞれ、様々なお立場からご意見をいただき、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 委員の任命

机上配布により任命状交付

3 委員自己紹介

4 会長選出

原澤委員を選出

5 会長あいさつ

この会議は15年ぶりの開催とのことですが、柳井市の特別職の皆さんの報酬等について審議する大事な会議でございますので、ぜひ、忌憚のないご意見を願います。

6 会長代理指名

会長により吉山委員を指名

7 諮問

副市長 諮問書を読み上げ、会長に交付

8 会議の運営について

事務局 審議会のスケジュールについて説明、確認

9 資料説明

事務局 資料説明

会長 事務局からの資料説明について、ご不明な点等、ご質問はないか。

委員 1 4 ページの「③県内 13 市の市長等の給料の額の平均額による試算」の「平均額」というのは、どのような計算をしているのか。

13 市の人口や財政規模などを加味して計算しているのか。

事務局 別添資料 2 をご確認ください。

平均額の計算方法は、資料に記載している給料等の額の総額を対象とした市の総数 13 で除して算出している。

また、別添資料 4、類似団体による試算については、給料等の額の総額を対象とした市の総数 12 除して算出している。

会長 そのほか、説明についての質問はないか。

これから皆様のご意見等をお聴きしたい。

今回の審議では結論までを求めないということであるので、忌憚のないご意見を頂戴したい。

委員 2 井原市長就任後、市長等の給与の特例に関する条例を制定し、給料を 10% 減額したのはなぜか。

事務局 当時、リーマンショック等の影響で経済状況が悪化していたことを考慮して、市長自らが給料の 10% を減額するという判断をしたものである。

委員 3 当時、経済状況を鑑みて、柳井市と同様市長の給料を減額した自治体は他にあるか。

事務局 当時、同様に市長の給料を減額した自治体はあった。

現在、市長の給料を減額している県内の自治体は、美祢市のみである。

委員 1 資料 7 ページの「(3) 議員報酬の額の試算③④」の議員の活動量と長の活動量を比較する考え方を示す表の中の「議員活動 C 日常の議員活動」について、議員により活動量が違うと思われるが、その場合も報酬は同額なのか。

何か手当のようなものが支給されているのか。

事務局 議員の活動について、議会事務局が把握しているのは、本会議への出席等、限られたものであり、法定外の会議や住民との対話等に係る活動については、把握ができていない。また、日常の議員活動についても、議員それぞれが活動されているため、議会事務局において把握することは困難である。

議員の報酬は、条例により月額が規定されている。報酬以外では、期末手当が支払われている。

委員 4 期末手当は、市長と議員とでは違いがあるか。

事務局 期末に支給する手当については、本市では市長等は、一般職の職員と同じ率を採用していることから、直近では 4.6 月分である。議員については、3.45 月分である。

委員 5 資料に記載されている給料や報酬の額は、いわゆる基本給で、市民税や所得税等が差し引かれる前の額か。

事務局 お見込みのとおり。

委員 5 物価が上昇し続けるなど、経済状況が変化してきた中で、平成 8 年から報酬等が変わっていないことを考えると、増額は必要だと思う。

どの程度の増額が適当なのかは分からないが、現在の社会情勢を考慮して、増額しても良いのではないかと思う。

委員 3 現在の社会情勢に応じて報酬等の額を決めるのが妥当と思うが、柳井市の議員数や職員数は財政規模等に応じて妥当なのかなど、分からない部分が多いとの感想を持っている。

事務局 特別職の報酬等については、昭和 48 年に当時の自治省から発出された通知の中では、職務の特殊性に応じて定められるべきものとされている。その特殊性を推し

測るためには、柳井市の公選職としての職務内容のほか、県内他市や類似団体の状況を比較することも求められると考えている。

また、議員定数のお話も頂戴したが、現在柳井市議会の条例定数は16人で、県内では美祢市と並び最も少ない定数となっている。平成17年合併時の在任特例で32人であったものが、令和4年までに半減となる16人まで削減されている。

報酬額についても、平成17年度で約1億452万円であったものが令和4年では約6,549万円と、かなり抑制されている現状がある。

これは議会において自主的な改革を少数精鋭の議員により達成されているということである。

会長 報酬等について、今ここで結論を出す訳ではないが、据え置き、増額等のご意見があればお願いします。

事務局 ただ今、会長から据え置きという話が出たが、事務局から提案した「据え置き」の対象は、常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の給料についてである。

これまで市長、副市長及び教育長の給料は、一定期間、10%減額してきたが、この度、その10%減額を適用せず、条例に規定されている本来の給料の額を支給することとした。したがって、捉え方にもよるが、実支給額は、従来より概ね10%増えるとも考えられることから、最終的に据え置きという結果も選択肢に含め審議いただきたい旨説明させていただいた。

一方で、議員報酬は、「議員のなり手不足」が全国的な問題となっており、その解消手法の一つとして議員報酬の見直しが様々な場面で検討されている。私どもとしては議員報酬の見直しは必要と考えており、積極的に検討したいという思いもある。

適正な議員報酬の水準について検討すべきという情勢の中で、市長等の給料を10%減額し続けていくことが、議員報酬見直しの検討をすることの足かせとなってしまうのではないとの市長の思いもあり、この度、市長が5期目の任期を迎えるに当たり、市長等の給料を10%減額する特例条例の継続を行わないこととしている。

いずれにしても、私どもの提案の趣旨としては、市長、副市長及び教育長の給料については据え置きを含めてご審議いただきたいというのが本意であるので、ご理解いただきたい。

委員3 一部の特別職のみの給料等を増額することもあり得るという理解でよろしいか。

事務局 「常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の給料」と、「非常勤の特別職である議員の報酬」とは別に考えていただいて、それぞれをご審議いただきたい。

委員 3 全体的なバランスを崩さないという訳ではなくて、一方は増額されて、一方は据え置かれるというケースも想定しているのか。

事務局 ご指摘のとおり。

委員 2 提案されている報酬額では、議員になろうという気持ちにはならないと思う。だから増額しなくて良いという訳ではないが、議員のなり手不足の原因は、報酬が少ないことだけではないと思う。

また、報酬を増額するための原資については、どう捉えたらよいか。

事務局 先ほど、事務局から申し上げたが、本市では、平成 17 年の合併時に在任特例を適用し、当時は 32 人の議員が在職しておられた。その後、議会の自主的な取組みにより、議員定数を平成 18 年度に 23 人へ、平成 22 年度に 18 人へ、令和 4 年度には 16 人へと削減されてきている。結果、23 人在職されておられた時は約 9,300 万円だった議員報酬は、16 人に削減してからは約 6,500 万円に減額されている。

議員報酬の財源はいわゆる一般財源、つまり市税、地方交付税、あるいは地方譲与税といった広く言えば税金から支払われている。

ただし、議員報酬は、義務的経費である。一般財源の確保については、種々努力をしているところだが、その確保ができない限りは、あるべき議員報酬等の見直しを検討できないというふうには考えていない。

委員 3 兼業で議員活動をされている方はまだしも、専業で十分な議員活動をするには現行の報酬額では少ないのかなと感じる。

ただし、普段の議員活動はなかなか目に見えないので、その部分をどう評価するかについて、慎重に検討すべきと考える。

事務局 市長、副市長及び教育長については、常勤の職員、フルタイムで勤務いただく職員ということで「給料」という名称になっている。

一方で、議会議員については、非常勤の職員ということで、「報酬」という表記になっている。

ご指摘のとおり、議員は必要に応じて議会活動や議員活動を行う非常勤の職員とされており、その報酬は生計を維持していく生活給として設定されているものではない。

委員 3 議長と副議長と委員長とでは仕事の重さや量に違いがあるのかな、と想像している。

例えば、私も様々な会議等に出席させていただくが、様々な場面で議長にお会いすることが多くあり、結構な時間を議員活動に割いているのではないかと思う。そのことを考えると、役職に応じて報酬を設定すべきなのかなと感じている。

事務局 資料にお示ししているとおり、議長、副議長、委員長、副委員長については、一般の議員の報酬額と差額が設けられている。

議員の報酬と比較して、議長は10万円、副議長は4万1千円、委員長は2万5千円、副委員長は8千円高く設定されており、これは平成5年以来の約30年にわたり継続したもので、言わば柳井市の慣例のようなものとなっている。

議長は、議会の事務を統括し、議会を代表する立場にあり、ご指摘のとおり、各種会議に市議会を代表してご出席いただいている。

副議長は、議長を補佐し、議長が職務を行えないときなどに議長の職務を代行するなどとされており、従来から設定されている差額については、それぞれの職務の違いを踏まえた額の設定になっているものと考えている。

資料7ページに示した全国町村議長会が提案する考え方で議員報酬を設定する必要があるのではないか、というご提言もあるが、この考え方をそのまま適用して議員報酬を算定することはなかなか難しいと考えている。

したがって、議員報酬については、資料8ページに記載しているとおり、市長の活動量と議員の活動量の差に着目するという考え方を、市長給料と議員報酬の額との比率に着目することとして、他の自治体を参考にしながら、試算を行い、お示しをさせていただいたのが実態である。

会長 そのほか、ご意見等はあるか。

特にご意見がなければ、本日はこれまでにして、皆さんそれぞれで精査していただきたいと思います。

事務局 次回会議の日程調整

会長 本日はこれで閉会とさせていただきます。